

【和訳】 飲食サービス許可管理弁法 (衛生部令第 70 号)

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「飲食サービス許可管理弁法（衛生部令第70号）」は、飲食サービスの許可業務を規範化し、飲食サービスの監督管理を強化し、正常な飲食サービスの秩序を保ち、消費者の健康を保護するために関連法規等により制定。飲食サービス提供者は「飲食サービス許可証」を取得すると共に、法に基づき飲食サービスの食品安全に責任を負わなければならない。

飲食サービス許可管理弁法 (衛生部令第70号)

第一章 総則

第1条 飲食サービスの許可業務を規範化し、飲食サービスの監督管理を強化し、正常な飲食サービスの秩序を保ち、消費者の健康を保護するため、「中華人民共和国食品安全法」（以下、「食品安全法」と略称する）、「中華人民共和国行政許可法」（以下、「行政許可法」と略称する）、「中華人民共和国食品安全法实施条例」（以下「食品安全法实施条例」と略称する）等の関連法律法規の規定に従い、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、飲食サービスに従事する事業者又は個人（以下、飲食サービス提供者と略称する）に適用し、食品の屋台販売、及び飲食サービス提供者のために食品半製品を提供する事業者及び個人には適用しない。
飲食サービスは許可制度を実施する。飲食サービス提供者は「飲食サービス許可証」を取得すると共に、法に基づき飲食サービスの食品安全に責任を負わなければならない。
配膳サービス業者は、飲食サービス許可管理の範囲に含む。

第3条 国家食品薬品監督管理局は全国の飲食サービス許可管理業務を主管し、地方各レベルの食品薬品監督管理部門は、当該行政区域内の飲食サービス許可管理業務に責任を負う。

第4条 飲食サービス許可は、飲食サービス提供者の業態及び規模に基づき分類管理を実施する。飲食サービス分類許可の審査規範は、国家食品薬品監督管理局が制定する。
「飲食サービス許可証」の受理及び審査批准の許可機関は、各省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門が規定する。

- 第5条** 食品薬品監督管理部門による飲食サービス許可の実施は、法律法規及び規則の規定する権限、範囲、条件及び手続に合致するものとし、公開、公平、公正、人民への便宜という原則を遵守するものとする。
- 第6条** 食品薬品監督管理部門は、飲食サービス許可情報及びファイル管理制度を設け、定期的に飲食サービス許可を取得し、又は取り消した飲食サービス提供者の名簿を公表する。
- 第7条** 食品薬品監督管理部門は、飲食サービス許可の監督検査の実施を強化するものとする。
- 第8条** 如何なる業者又は個人も、飲食サービス許可の実施過程における違法行為について通報する権利を有し、食品薬品監督管理部門は、速やかに事実確認、処理を行うものとする。

第二章 申請及び受理

- 第9条** 申請人の食品薬品監督管理部門に対する飲食サービス許可の申請の提出は、以下の基本条件を具備していなければならない。
- (1) 製造、供給する食品の品目、数量に適合した食品原料処理及び食品の加工、貯蔵等の場所を具備し、当該場所の環境を清潔に保つと共に、有毒、有害な場所及びその他の汚染源と規定の距離を保っていること
 - (2) 製造、提供する食品の品目、数量に適合した経営設備又は施設を具備し、相応の消毒、更衣、手洗い、採光、照明、換気、冷凍冷蔵、防塵、防蝇、防鼠、防虫、洗浄及び排水処理、ゴミ及び廃棄物の貯蔵設備又は施設を有すること
 - (3) 食品安全研修を受け、関連条件に合致する食品安全管理者及び当該業者に適した食品安全を保証する規則制度を有すること
 - (4) 合理的な配置及び加工工程を有し、加工前食品と直接口に入る食品、原料と完成品の交差汚染を防止し、食品が有毒物、不潔物質と接触することを避けること
 - (5) 国家食品薬品監督管理局又は省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門が規定するその他の条件
- 飲食サービスの食品安全管理者の条件及び食品安全研修の関連要求は、国家食品薬品監督管理局が制定する。
- 第10条** 「飲食サービス許可証」を申請する際には、次の資料を提出するものとする。
- (1) 「飲食サービス許可証」の申請書

- (2) 名称仮登記通知書（既にその他の経営に従事しているものは営業許可証の写しでも可）
- (3) 飲食サービスの経営場所及び設備配置、加工工程、衛生施設等の見取図
- (4) 法定代表者（責任者又はオーナー）の身分証明書（写し）、及び本弁法第 36 条、第 37 条の状況にないことの説明資料
- (5) 食品安全管理者が本弁法第 9 条の関連条件に合致していることの資料
- (6) 食品安全を保證する規則制度
- (7) 国家食品薬品監督管理局又は省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門が規定するその他の資料

第11条 申請人は、提出する資料は真実で、不備がないものとし、資料の真実性に責任を負うものとする。

第12条 食品薬品監督管理部門は、「行政許可法」に基づき、申請人が提出した飲食サービス許可申請についてそれぞれ次のいずれかの処理を行う。

- (1) 申請事項が法に基づき飲食サービス許可を取得する必要がないものであり、又は法により食品薬品監督管理部門の職権範囲に属さないものである場合、直ちに申請人に申請を受け付けない理由を伝えるものとする。
- (2) 申請資料にその場で訂正可能な誤りがある場合、申請人がその場で訂正することを認め、申請人は訂正内容について確認の署名をするものとする。
- (3) 申請資料に不備があり、又は法定の形式に合致しない場合、その場で、又は 5 営業日以内に申請人に補足、訂正が必要となる全ての内容を一度に通知するものとし、期日内に通知しない場合、申請資料の受領日に受理したものとする。
- (4) 申請事項が食品薬品監督管理部門の職権範囲に属するものであり、申請資料に不備がなく、且つ法定の形式に合致している場合、受理の決定を行うものとする。

第三章 審査及び決定

第13条 食品薬品監督管理部門は申請人が提出した申請資料を受理した後、申請人が本弁法第 10 条の規定に従い提出した関連資料を審査すると共に、申請人の飲食経営場所の現場検査を行うものとする。

上級の食品薬品監督管理部門は、受理した飲食サービス許可申請について、下級の食品薬品監督管理部門に現場検査を委託することができる。

- 第14条** 食品薬品監督管理部門は、申請資料及び現場検査の状況に基づき、条件に合致する場合は、行政許可を付与する決定を行う。規定条件に合致しない場合は、行政許可を付与しない決定を行うと共に、書面にて理由を説明し、併せて申請人が法に基づき行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起する権利を有していることを通知する。
- 第15条** 食品薬品監督管理部門は、申請を受理した日から 20 営業日以内に行政許可の決定を行うものとする。特殊な原因により許可期限を延長する必要がある場合、当該機関の責任者の認可を経て、10 営業日延長することができ、期限延長の理由を申請人に通知しなければならない。
- 第16条** 食品薬品監督管理部門が行政許可を付与することを決定した場合、決定日より 10 営業日以内に申請人に「飲食サービス許可証」を発行するものとする。
- 第17条** 飲食サービス許可事項の手続が完了したものについて、食品薬品監督管理部門は、関連許可資料を速やかにファイルするものとする。

第四章 変更、更新、再発行及び取消

- 第18条** 飲食サービス提供者の名称、法定代表者（責任者又はオーナー）又は住所番地が変更（実際の経営場所の変更はない）する場合は、元の許可証発行部門に「飲食サービス許可証」の記載内容の変更を申請し、関連部門が発行した関連の認可証明書を提出するものとする。
- 飲食サービス提供者の許可類別、注記項目及び配置工程、主要衛生施設の変更が必要となる場合、元の許可証発行部門に「飲食サービス許可証」の変更手続を申請するものとする。元の許可証発行部門は申請された変更内容につき重点的に審査認可を行うものとする。
- 食品薬品監督管理部門は、本条第 1 項、第 2 項の規定に基づき、「飲食サービス許可証」の記載内容の変更を許可し、又は変更手続を行うことを許可した場合、新たな「飲食サービス許可証」を発行し、元の「飲食サービス許可証」の許可証番号及び有効期間は変更しない。
- 第19条** 飲食サービス提供者は「飲食サービス許可証」の更新を必要とする場合、「飲食サービス許可証」の有効期間満了 30 日前までに、元の許可証発行部門に書面にて更新の申請を提出する。期限を過ぎてから更新の申請を提出した場合、新たに「飲食サービス許可証」を申請する方法に従って手続きする。
- 第20条** 「飲食サービス許可証」の更新申請の際には、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 「飲食サービス許可証」の更新申請書
- (2) 元の「飲食サービス許可証」の写し
- (3) 元の「飲食サービス許可証」の経営場所、配置工程、衛生施設等の内容の変化の有無の説明資料
- (4) 省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門が規定するその他の資料。

第21条 元の許可証発行部門は「飲食サービス許可証」の更新申請を受理した後、元の許可の経営場所、配置工程、衛生施設等の変化の有無、及び本弁法第9条の規定に合致するか否かについて重点を置いて審査認可する。更新を認可する場合、新しい「飲食サービス許可証」を発行し、元の「飲食サービス許可証」の許可証番号は変更しない。

第22条 「飲食サービス許可証」の変更、更新の手続は、本弁法第二章、第三章の関連規定に従い執行する。

第23条 飲食サービス提供者は、変更、更新後の新たな「飲食サービス許可証」を受領する際に、元の「飲食サービス許可証」を許可証発行部門に返還するものとする。

第24条 飲食サービス提供者が「飲食サービス許可証」を紛失した場合、紛失後60日以内に「飲食サービス許可証」の紛失につき公開の声明を出し、元の許可証発行部門に再発行を申請するものとする。「飲食サービス許可証」を毀損した場合、毀損した元の許可証と交換に元の許可証発行部門に再発行を申請する。

第25条 次のいずれかの状況が発生した場合、許可証発行部門は法に基づき「飲食サービス許可証」を取り消すものとする。

- (1) 「飲食サービス許可証」の有効期間満了時に更新を申請しない場合、又は更新申請が認可されなかった場合
- (2) 飲食サービス提供者が法により終了した場合
- (3) 「飲食サービス許可証」が法により取消、撤回又は剥奪された場合
- (4) 飲食サービス提供者が自主的に取消を申請した場合
- (5) 法により「飲食サービス許可証」を取り消すべきその他の状況

第26条 「飲食サービス許可証」が取り消された場合、元の許可証所有者は速やかに「飲食サービス許可証」の原本を食品薬品監督管理部門に返還する。食品薬品監督管理部門は速やかに「飲食サービス許可証」取消の関連登記業務を行うものとする。

第五章 許可証の管理

- 第27条** 「飲食サービス許可証」には事業者の名称、所在地、法定代表者（責任者又はオーナー）、類別、注記、許可証番号、許可証発行機関（公印押印）、発行日、有効期限等の内容を記載するものとする。
- 第28条** 「飲食サービス許可証」の様式は、国家食品薬品監督管理局が一元的に規定する。許可証番号の形式は次のとおり。省、自治区、直轄市の略称＋餐証字＋4桁の西暦年数＋6桁の行政区域コード＋6桁の行政区域許可証発行順の番号。
- 第29条** 「飲食サービス許可証」の有効期間は3年間とする。臨時に飲食サービス活動に従事する場合、「飲食サービス許可証」の有効期間は6か月を超えてはならない。
- 第30条** 同一の飲食サービス提供者が異なる地点又は場所で飲食サービス活動に従事する場合、それぞれの場所で「飲食サービス許可証」を得るものとする。飲食サービスの経営地点又は場所を変更する場合、新たに「飲食サービス許可証」の申請手続を行わなければならない。
- 第31条** 飲食サービス提供者は取得した「飲食サービス許可証」を譲渡、改ざん、貸出、転売又は賃貸してはならない。
飲食サービス提供者は許可範囲内で法に基づき経営すると共に、飲食提供場所の目立つ位置に「飲食サービス許可証」を掲示又は設置しなければならない。

第六章 監督検査

- 第32条** 上級の食品薬品監督管理部門が下級の食品薬品監督管理部門が規定に違反して飲食サービス許可を実施したことを発見した場合、下級の食品薬品監督管理部門に期限を定めて是正し、又は直接に是正するように命令するものとする。
- 第33条** 食品薬品監督管理部門及びその職員は、飲食サービス許可の職責を履行する際に、飲食サービス提供者及び社会の監督を受けることを自覚しなければならない。
食品薬品監督管理部門は、規定に違反し飲食サービス許可が実施されているとの通報を受けた場合、速やかに事実確認を行う。事実である場合、直ちに是正しなければならない。
- 第34条** 食品薬品監督管理部門及びその職員が本弁法の規定に違反して飲食サービス許可を実施した場合、上級の食品薬品監督管理部門は期限を定めて改善を命じると共に、通達形式により批判を与える。関連職員に対して行政責任を追及する場合、批判による教育、職場を離れての研修、法執行部門からの異動又は法

執行資格の取消等の処置を行う。

関連職員に行政責任を追及する際には、次の原則に従うものとする。

- (1) 申請人が飲食サービス許可条件に合致していないにもかかわらず、担当者は申請人が飲食サービス許可条件に合致しているとの意見を出した場合、担当者の行政責任を追及する。
- (2) 担当者は申請人が飲食サービス許可の条件に合致していないと考えたが、主管指導者が「飲食サービス許可証」の発行を認可した場合、主管指導者の行政責任を追及する。
- (3) 担当者及び主管指導者のいずれにも誤りがある場合、主に主管指導者の行政責任を追及する。

第35条 次のいずれかの状況が発生した場合、「飲食サービス許可証」の発行を決定した食品薬品監督管理部門、又はその上級の食品薬品監督管理部門は、「飲食サービス許可証」を取り消すことができる。

- (1) 食品薬品監督管理部門の職員の職権濫用、職務怠慢により、条件に合致しない申請人に「飲食サービス許可証」を発行した場合
- (2) 食品薬品監督管理部門の職員が法定の職権を逸脱して「飲食サービス許可証」を発行した場合
- (3) 食品薬品監督管理部門の職員が法定の手順に違反して「飲食サービス許可証」を発行した場合
- (4) 法により「飲食サービス許可証」の発行の決定を取り消すことができるその他の状況。

食品薬品監督管理部門が前項の規定に基づき「飲食サービス許可証」を取り消し、飲食サービス提供者の合法的権益に損害を与えた場合、法により賠償するものとする。

第七章 法的責任

第36条 申請人が関連状況を隠匿し、又は虚偽の資料を提出した場合、食品薬品監督管理部門は発見後、不受理又は不許可とすると共に、警告を与える。当該申請人は1年間飲食サービス許可を再び申請してはならない。

申請人が詐欺、賄賂等の不正な手段により「飲食サービス許可証」を取得した場合、食品薬品監督管理部門はこれを取り消すものとする。当該申請人は3年間飲食サービス許可を再び申請してはならない。

第37条 申請人が「飲食サービス許可証」を剥奪された場合、その直接責任を負う主管職員は、処罰決定が行われた日から5年間、飲食サービス管理業務に従事してはならない。

飲食サービス提供者が「食品安全法」の規定に違反し、飲食サービス管理業務に従事してはならない者を雇用し、管理業務に従事させた場合、元の許可証発行部門は許可証を剥奪する。

第38条 食品薬品監督管理部門は、既に「飲食サービス許可証」を取得している飲食サービス提供者が、飲食経営の要求に合致していない場合、直ちに是正を命じると共に、法に基づき処理を行う。飲食サービス許可条件に合致しなくなった場合、法により「飲食サービス許可証」を取り消すものとする。

第八章 付則

第39条 本弁法の以下の用語の意味：

飲食サービスとは、即時の製造加工、商業販売及びサービス性の労働等により、消費者に対して食品並びに消費場所及び施設を提供するサービス活動を指す。経営場所とは、食品の加工経営と直接的又は間接的に関係する場所を指し、これには食品加工処理及び飲食場所を含む。

飲食サービス提供者の業態とは、各種飲食サービスの経営形態を指し、これにはレストラン、ファーストフード店、軽食店、喫茶店、食堂等を含む。

配膳サービス業者とは、サービス対象の注文要求に基づき、集中して食品を加工し、個別配送するが、飲食場所の提供を行わない業者を指す。

第40条 国境検問所の範囲内における飲食サービス活動の監督管理は、出入国検査検疫機構が「食品安全法」及び「中華人民共和国国境衛生検疫法」並びに関連行政法規の規定に基づき実施する。

鉄道運送中における飲食サービス許可の管理は、本弁法を参照する。

「食品安全法」に基づき、食品屋台販売の具体的な管理は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が法に基づき制定する。

第41条 省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門は、現地の実情を考慮して、本弁法の規定に基づき実施細則を制定することができる。

第42条 本弁法は2010年5月1日から施行し、衛生部が2005年12月15日に公布した「食品衛生許可証管理弁法」は同時に廃止する。飲食サービス提供者が本弁法施行前に「食品衛生許可証」を取得している場合、当該許可証は有効期間内において継続して有効である。

